

人権 つうしん

手をつなぎ 心ふれあう 明るい社会

(同和教育つうしん第8号より)

通算51号 平成28年(2016年)8月19日

発行 長野県教育委員会心の支援課
発行人 原 良通

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7450

FAX 026-235-7484

Eメール kokoro@pref.nagano.lg.jp

☆「人権つうしん」は、県教育委員会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/jinken/syakai/tsushin.html>

特集—障がいのある人の人権

「障害者差別解消法」が施行となりました

平成二十五年六月、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、本年四月一日から施行されました。この法律は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とするものです。

第一条には、※行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を禁止することを定めています。また、障がいのある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があつた場合には、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

身体や精神などの様々な障がいについて、正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある方の思いや願いを知り、共に生きる社会にするにはどうしたらよいかを考えなければなりません。

本号では、障がいのある人の人権について、あらためて考えたいと思います。

※行政機関等：国の行政機関、地方独立行政法人、地方公共団体、

■不当な差別的取扱いの例 (例示であり、記載した具体例に限られるものではありません)

例①視覚障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。

例②イベント会場で、電動車いすを使用していることを理由に入場を拒否する。

例③障がいを理由に窓口対応を拒否する。

例④障がいを理由に対応の順序を後回しにする。

例⑤障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

例⑥障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

例⑦事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

■不当な差別的取扱いには当たらない例

例①障がいのある人を優遇する取扱い (いわゆる積極的改善措置)

例②合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる取扱い

例③合理的配慮の提供等に必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況等を確認すること。

※長野県「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月31日)より引用。



盲導犬体験の研修会にて



一種類の差別の禁止

「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別を解消するための措置として、二種類の差別を禁止しています。行政機関等については、第七条第一項「不当な差別的取扱い(作行為によるもの)と同条第二項「必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の不提供」(不作為によるもの)の二種類です。民間の事業者等についても、第八条に同様に示されています。なお、行政機関等は法的義務、事業者は努力義務となっています。

合理的配慮

この考え方は、個々の場面において、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとなるよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組です。障がいのある人が置かれている一人一人の状況に応じた丁寧な対応が求められます。また、どのような配慮が必要か確認することが大切です。

■合理的配慮の例

【案内(入口・受付)・誘導】

- 目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がいのある人の希望を聞いたりする。
- 庁舎の入口や駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

【相談・説明・窓口対応】

- 障がいのある人から申出があった場合、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。

【文書等の作成・送付】

- 聴覚障がいのある人が問合せできるよう、電話番号に加えてファックス番号やEメールアドレスを記載する。
- 視覚障がいのある人への文書等の作成に際して、拡大文字や見分けやすい配色について配慮する。
- 知的障がいのある人に文書を送付する場合、分かりやすいように漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく工夫する。

【会議】

- 聴覚障がいのある人に、スクリーン、手話通訳者、板書がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

【庁舎管理】

- 建物に入るに当たり、車いすを使用する人から配慮を求められた場合、スロープの設置場所まで案内する。又は建物入口の段差を解消する可動式スロープを設置する。
代替措置の例：可動式スロープを用意できない場合、人力で持ち上げる。

※長野県「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月31日)より抜粋。



合理的配慮

社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

「ことがら」たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明
「物」たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕の
ないテレビ番組、音のならない信号

「制度」たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて
必要な医療が受けられない・近所のともだちと一緒に学校に行く
ことが認められないことがある」と

「習慣」たとえば、障害のある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障害
のある人が子ども扱いされること

「考え方」たとえば、障害のある人は施設や病院で暮らししたほうが幸せだと、
障害のある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障害のある人は
結婚や子育てができない

※改正障害者基本法(『わかりやすい版』内閣府ホームページより引用)。



「障害」の表記について

長野県では『「障がい」表記のガイドライン』(平成二十六年二

月七日)に基づき、県が作成・発出する公文書等において、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。例外として、法令の名称や用語を用いる場合、他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合、令達文及び公示文における表記は「障害」を用います。

特集—障がいのある人の人権

精神障がいのある方とともに

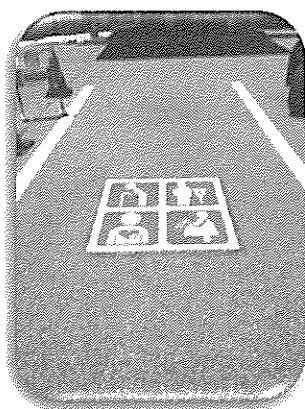
はつとしたりの瞬間①

トの写真は、長野合回行舎の駐車場の一角を撮影したものです。

そこに示されているマークを、みなさんはご存じでしょうか。

このマークが示されている駐車区

画は、今年四月一十日からスタート



した「信州パーキング・パークィッシュ（障がい者等用駐車場利用証）制度」による駐車区画で、車いす利用者以外の障がいのある方や高齢の方、妊娠婦の方など歩行困難な方のためのものですね。この制度は、公共施設や店舗など様々な施設に設置されている利用者や前述の歩行困難な方に県が「利用者証」を発行する制度です。この「利用者証」は、長野県内共通で利用できるだけでなく、同様の制度を実施している全国二十一十四の府県と一市でも利用することができます。

この「信州パーキング・パークィッシュ制度」の開始を知ったとき、私は、あはりしげ制度が始まつたことを喜ぶとともに、ある精神障がいの方との大切な出会いを思ひ返してしまった。

内閣府の「平成二十八年版障害者白書」によると、日本で暮らす障がい者の概数は約八六〇万人、人口の約六・七%にあたります。そのうち、精神障がい者の概数は約三九二万人だそうです。私が、精神に障がいをもつてゐたのは一年ほど前になります。その出会いによって、精神障がい者のみなさんが抱え

る生きづらさを知りました。

精神障がいは、脳の機能障がいであるところとがわかつてきました。ドーパミンなどの脳内神経伝達物質が機能しないことによつて引き起こされる病気で、一定の割合で、誰にでも起つたりする病気なのです。その症状としては、うつ状態や、不眠などの睡眠障がい、拒食・過食などの摂食障がい、人に監視されているとか人に自分の情報が知られてると感じる被害妄想、聞こえるはずのない声が聞こえる幻聴などがあります。

これらの症状は、外見かりはとてもわからにほこのと、周囲の人に理解してもらえない気持ちを感じてはいるのです。

Yさんは「店舗や公共施設で障がい者用の駐車場を利用して、怒られる」ともある、「あ」と話してしまった。大学生のときに発症して、家族にも障がいを受け入れてもらひえ、大変な苦労をされました。そんなじ自身の体験を、自分と同じく精神に障がいのある方々に役立てたいと、Yさんは、ピアサポートを行う法人を立ち上げ、精神障がい者のみなさんに語り合ひの場を提供するとともに、さまざまな団体と協力しながら、精神障がい者のみなさんにとつて、より生きやすい社会をつくるために活躍されています。服薬調整をしてじ自身の症状ともつまづき合つながら…。

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して出かけられる社会に向けて、「信州パーキング・パークィッシュ制度」が広く普及するのを願っています。

Yさんを誘つて、ドライブに行ひたかな。

特集—障がいのある人の人権

発達障がいのある子とともに

せりつけたれの監査②

「一つ出来ることを増やし、お互いに語る会」もしうつてお子さんはとても優秀ですが、

記憶だけが極端に低いです

「集団知能検査を受けた」幼稚園の担任からいつ告げられたのを。にわかに信じる」とはできません。自分の子が学校でやっていたり、よひじと、今ま以上に厳しく指導、しつけをあらゆるよひじとなりました。しかし、その成果はなかなか現れずに入学校入学を迎えるました。入学後に詳しく述べを取ったのですが、先天性の心疾患が見つかり、そのせいで頭がよく見えてもなにことが分からました。その時やっと知能検査の結果に納得ができたのです。記憶の検査では壁に貼られた絵を見て覚えるものだったのです。記憶力の弱い理由は他にあったのです。しかし幼いまでの厳しい指導、しつけのせいで親子にとっては苦い思い出です。

今、学級では発達障がいのある子のための手立てが、様々な形で実践し始めてごめん。「手順表」が黒板の隅に掲示され、今何をしていいのか、今日の授業の流れはどうなっているのか、この後どうなっていいのかが明示されております。自分の行動の規律しが立たないと不安を感じるかむだかへの配慮がなされ、担任がその都度指示を出さないでもなく、全ての手順表にひとくちも有効な手立てとなっています。そして、一つ一つのタスクを乗り越えていくとより、自らの成長を感じ、担任からの認めるれでござります。その時、やの「手順表」がその子にとって正しく手立てとなつてこなか、改めて確かめておれたことじとじ。

何でお片付けができないの?

いわゆる学級で聞くふれいの訓練です。パズル、人形、けん玉、総本...たゞさとの種類のおやぢやが床に散乱してて、それを種類ごとに片付けるのですから、結構な作業となります。種類分けしているのが、「この間いか遊びが始まってしまつてこね」とせよべあることです。おたは、買つたじめに入つていたケースにて静かにしまつておけば、ドカ、ドカあねじると、次に気持がよく思ふこ、片付けておけば、じつは先生は物貰つてこねつた。

とにかく、やのじてわざわざお片付けができる、このや机やロッカーの周りが「手順表」になつてしまつて、それをひつ取扱つたのよいか、Z先生は専門の方に相談しました。やねる『お片付け箱』という大きな箱を用意するといふをアドバイスされました。「Nの中に入力を放り込むお片付けができるよ」と。Z先生は、それでは次に遊び時にお片付けのおやぢやをあぐに探すのはどうかやね、イライラして『お片付け箱』をひつて返したやうにじやなうぞしおりか、と反論しました。

ところが、やの専門の人は「お片付け」とか「お片付け」、廢のじとがでやねじやなうですか」と聞いておられました。次に使い勝手に不便だと感じたば、だんだん削ぎ始めました。やれよつとかく、やもなことじとに目が向く、決めつけた対応をやの子への手立てとし、厳しく指導してしまがねです。ですが、私たちが最も大事に考えたいのは、やもなことじに手立てをしてこねやうじの思いではないでしょうか。そのためには、一つ一つ

やねじとを増やし、それを子どもと大人がお耳に語る会つてこめたことじれです。それは田口聴定感を高めたりするのに繋がつてこねますね。



特集一障がいのある人の人権

学校でのエピソード

ほらっ、人権の花が咲いたよ

自然体が魅力的

とある街の N 中学校。車いすの生徒が、他の生徒たちと楽しく生活しているとの情報を得て、取材しました。

ピカピカの新校舎

N 中学校は新校舎に移って二年目。無垢の床は段差が最低限に抑えられ、エレベーターや身障者用トイレも設置されています。

N 中学校入学への覚悟

そんな N 中学校に通う Kさんは、車いすで生活する二年生。市内のいろんな中学校を見学し、N 中への入学を決めたそうです。当時の校長先生から「N 中に来るからには、Kさん自身が、N 中で勉強したい、生活したいという強い意志をもつことが大切だ。多少の不便や困ったことは、自分の力で乗り越える覚悟が必要だ。」という家庭へのお話をあり、大変な覚悟で入学式を迎えたとのこと。

小中の対応の違い

小学校時代は、Kさんの活躍の場を、担任の先生を中心みんなで考え、学級全体で支える雰囲気をつくっていました。給食当番では箸をお盆に置く保育では Kさん専用ゴールポスト。「Kさん見守り隊」を組織して、自力での

階段上り下りを見守ったり、運動会では歩行器で走るのをみんなで応援したりしたそうです。

一方、N 中の対応は小学校とは大きな違いがありました。「困ったことがありましたら、友だちに頼むとか、先生に相談するとか、自分で考えて何とかしないとい」と、特別扱いをしないのだとか。

きっかけは朝の教室。毎朝、お母さんが Kさんの車いすを押して、お母さんがカバンを開けて宿題を提出し、お母さんがロッカーの整理をして……と、

何でもお母さんにやつてもらう Kさんの姿に「Kさんそれくらい自分でできるんじゃないの?」というクラスメートの素朴なつぶやきが。お母さんにも

「いつまでも私が Kの世話を出来るわけじゃない」という気持ちもあつたそうで、「自分で何とかする」指導の方向が確認されたそうです。

手伝うも人権 手伝わないも人権

必要なら十分に手伝うが、できることは徹底的に見守る。どのあたりで折り合いをつけるかは、障がいの状況や本人の性格、集団の本人に対する理解によっても変わってくるのではないで

しょうか。

Kさんの机は、教室の一一番後ろの一番窓側。かつて廊下側に席があつた時、クラスメートが自分にぶつからないよう気遣いながら通行していたことに、負い目を感じたそうです。現在の席は一番奥ですが、今度は、クラスメートが床にバググや着替えを置くことで、車いすが通れなくなる場面が出てきま



車いすの生徒でも使いやすい可動式の机

した。Kさんは先生に相談し「みんなへのお願ひ」として、床に物を置かないことをお願いしたそうです。それ以後は、車いすが通れない時には「ごめんなさい」と、特別扱いをしないのだとか。

一方、N 中の対応は小学校とは大きな違いがありました。「困ったことがありましたら、友だちに頼むとか、先生に相談するとか、自分で考えて何とかしないとい」と、特別扱いをしないのだとか。

きっかけは朝の教室。毎朝、お母さ

んが Kさんの車いすを押して、お母さんがカバンを開けて宿題を提出し、お母さんがロッカーの整理をして……と、

何でもお母さんにやつてもらう Kさんの姿に「Kさんそれくらい自分でできるんじゃないの?」というクラスメートの素朴なつぶやきが。お母さんにも

「いつまでも私が Kの世話を出来るわけじゃない」という気持ちもあつたそうで、「自分で何とかする」指導の方向が確認されたそうです。

車いすでも使いやすい机が届いた時には「この机、上の板(天板)の角度が変わつてすごく使いやすいね」「ノートが落ちないように棒をつけられるようになつていいね」僕もこつちの机の方がいいな」と、みんなで机の品評会。

車いす用かどうかの枠を超えた、ユニークサルデザイン論が展開されました。

「Kさんと一緒に、足の怪我などをしていないでもエレベーターに乗つてもいい」という暗黙の特別ルールもあって、移動教室で一人になることもあります。

中学卒業後の進路は?

「将来は、コンピュータ関係の仕事を

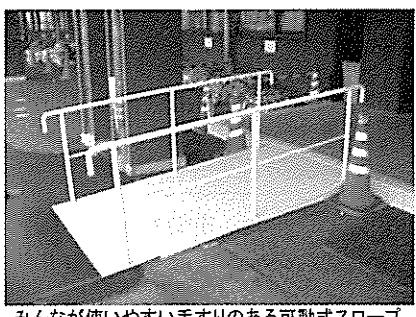
に就きたい」と考えている Kさん。中学卒業後は普通科か職業科の高校に進みたいとのことです。が、実際に通学するとなると難問も出てきます。古い校舎の高校もあり、一人で学校生活を送れるかというと、不安もあります。

やがて自立することを考えても、バ

リアフリーには課題が多くあります。

『障害者差別解消法』の施行をきっかけに、少しずつでも Kさんの不安が解消されるよう「自然体」を大切にしたかわり方について、みなさんにも関心をもつてもらえたと思います。

(東信教育事務所 N・S.)



みんなが使いやすい手すりのある可動式スロープ

キャンプでは、初めての保護者引率なしの外泊も経験できました。段差や階

級差や階段は、車いすが通れない時には「ごめんなさい」と、特別扱いをしないのだとか。

一方、N 中の対応は小学校とは大きな違いがありました。「困ったことがありましたら、友だちに頼むとか、先生に相談するとか、自分で考えて何とかしないとい」と、特別扱いをしないのだとか。

きっかけは朝の教室。毎朝、お母さん

んが Kさんの車いすを押して、お母さんがカバンを開けて宿題を提出し、お母さんがロッckerの整理をして……と、

何でもお母さんにやつてもらう Kさんの姿に「Kさんそれくらい自分でできるんじゃないの?」というクラスメートの素朴なつぶやきが。お母さんにも

「いつまでも私が Kの世話を出来るわけじゃない」という気持ちもあつたそうで、「自分で何とかする」指導の方向が確認されたそうです。

車いすでも使いやすい机が届いた時には「この机、上の板(天板)の角度

が変わつてすごく使いやすいね」「ノートが落ちないように棒をつけられるようになつていいね」僕もこつちの机の方がいいな」と、みんなで机の品評会。

車いす用かどうかの枠を超えた、ユニークサルデザイン論が展開されました。

「Kさんと一緒に、足の怪我などをしていないでもエレベーターに乗つてもいい」という暗黙の特別ルールもあって、移動教室で一人になることもあります。

やがて自立することを考えても、バ

リアフリーには課題が多くあります。

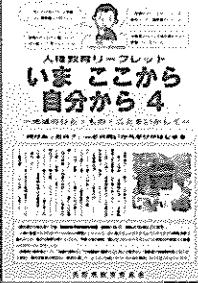
『障害者差別解消法』の施行をきっかけに、少しずつでも Kさんの不安が解消されるよう「自然体」を大切にしたかわり方について、みなさんにも関心をもつてもらえたと思います。

(東信教育事務所 N・S.)

人権教育リーフレット いまここから自分から4 活用にあたって

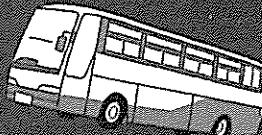
人権教育リーフレット4は、〈中国帰国者の人権〉にスポットを当てて作成しました。

ここでは、市町村教育委員会生涯学習課が主催する「バスで行く『満蒙開拓平和記念館』研修視察の旅」を提案します。ぜひ、各市町村で実践してみてください。



①【実体験】地域教材（地域のひと・もの・こと）に出会い、ふれあう実体験をとおして、はっとしたり、心をふるわせたりする学習を！

- 満蒙開拓に関わる各地の石碑（招魂碑、慰靈碑）の訪問
- 映像資料を視聴
- 満蒙開拓平和記念館の展示見学



【満蒙開拓平和記念館事務局長 三沢 亜紀さんからのご案内】

今、私たちの地域には、その体験を振り絞るように話す語り部や、うまく日本語を話せない中国帰国者の人達がいます。その人達の話に耳を傾け、資料などで時代背景や社会背景をたどりましょう。そして、「満蒙開拓」の歴史がいま私たちに語りかけて来るものを、一緒に考えていきましょう。

新たな課題へ！

⑤【活用】①～④から学んだことを活用し、いま、ここから、自分から行動へ！

- 当事者との交流会、イベント、ボランティア等へ参加する

例えば…

多文化交流イベント、ご当地料理教室、外国語翻訳ボランティア等へ参加してみましょう。

満蒙開拓
視察研修の旅
平和記念館

②【対話】まわりの人達と気軽に対話し、地域教材をとおして感じたり考えたりしたことをみんなと共通の話題に！

- 「満蒙開拓」を人権課題としてとらえる

例えば…

満蒙開拓を実際に経験した語り部の方、地域の有識者・専門家、一緒に見学した参加者と話し合いましょう。

④【関係づけ】今までの学習と、日常に起きている様々な事柄と関係づける！

- 現在、身近に暮らしている中国帰国者二世、三世の方とお話をし、生きづらさに気づく

更に…

身近の中国以外の外国籍住民の方や障がいのある方々とふれあい、生活の現状をお聞きしてみましょう。

③【ふり返り】実体験や対話をもとに、自分の見方や考え方、生き方やあり方をふり返る！

- 満蒙開拓に参加した方の苦労や、現在の中国帰国者の方の生活を思い浮かべる

例えば…

満蒙開拓の体験談の資料などを合わせて読み、今の自分と比べてみましょう。

※文部科学省：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～「体験的な学習」に関する学びのサイクルより作成
「人権教育リーフレット いまここから自分から4」は、〈心の支援課〉のホームページにも掲載しています。
リーフレット1（草つき穴・同和問題）、リーフレット2（里山辺地下軍事工場跡・外国人の人権問題）、リーフレット3（惟善学校・同和問題）も合わせて活用してください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/jinken/syakai/leaflet.html>

今回のリーフレットは、市町村教育委員会社会人権教育担当者、公民館主事、地域の人権教育リーダー等に向けて作成しました。学校の先生方にも授業等で使っていただけるようになっています。ぜひご活用ください。

各地の取組から
中信教育事務所の様子

「中信地区人権教育研究協議会」 ～ハンセン病元患者の方の人権を考える～

〈平成 28 年 6 月 27 日(月)／松本合同庁舎〉

中信地区の人権教育研究協議会では、「自分らしく生きる」とともに生きる」というテーマのもと、市町村の人権教育リーダーを対象として開催されました。

午前中は、現代社会の中で様々な理由で生きづらさを抱えている人々とともに関わってこられた方の講演に始まり、午後の分科会では、ハンセン病元患者の方の人権、刑を終えて出所した方の人権、身近なことから人権を考えるワークショップの三つに分かれて学び合いました。

今回は「ハンセン病元患者の方の人権」についての分科会の様子を紹介します。

会場の前方に設置された小さなステージ。そこで、NPO 法人現代座の木下さんと今村さんが「ハンセン病療養所に生きてく遠い空の下の故郷」と題した発表をしてくださいました。何度も何度も国立療養所を訪れ、入所されておられる方から直接聞き取りを積み重ねてきた木下さん。どんどん高齢化していく元患者の皆さん。この方がおられなくなつたとき、ハンセン病をめぐる差別もなかつたことになつてしまふのかもしれない。※隔離政策により家族と離れ、生涯の多くをそこで過ごされながらなかつた元患者さんの思い、家族の思いを無駄にしてはならない。一人の人間として生きてきた証をしつかり残していきたい。

そのために自分は、入所者の方からお聞きしたことを、その方になりかわつて広めていこうという強い思いのもと、A さんと Y さんお二人の元患者さんから聞き取ったことを語つてくださいました。



お二人のステージ

心の底から思いをこめる木下さんの語りは、「A さんと Y さんの心の叫びが目の前から聞こえてきたような感じがしました」という参加者の方の感想のとおり、印象深いものでした。

また、今村さんの奏でるアコーディオンの伴奏で、参会者全員が歌つた《ふるさと》。いつもは自分の故郷を懐かしく思いながら温かい気持ちで歌っていたこの曲が、全く違うように思えました。

私が死んで灰にしてもらったら、川に流して欲しい。私の住んでいた故郷の家の隣には川が流れていった。だから、灰を流してもらえば、そのすぐ近くを通つて、あの懐かしい我が家を見ることができる。もしかしたら、もう家はなくなつていてもいるかもしれないけれど、故郷の景色を眺めることができること。

こう語つてくださった元患者さんがおられたそうです。この思いを皆さんはどうのうに受け止めるでしょうか。

参加者の方からは、「今まで知らなかつたことを知ることができてよい経験となつた」「今まで報道などで理屈的に知つたつもりでいたが、それとは違つた『心の理解』ができたようだ」という感想をたくさんいただきました。

学校や地域において、子どもたち、保護者、地域住民の方々に、この『心の理解』が、さらに広がっていくことを願っています。

(中信教育事務所 O. K.)

※隔離政策：「療育防二関スル法律」(明治四十年)、「らい予防法」(昭和二十八年)に基づき、ハンセン病患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくなる「ハンセン病絶滅政策」を行い、患者を隔離する政策。ハンセン病の特効薬の開発、治療法が確立されるものの、平成八年の「らい予防法」の廃止まで、この政策は継続された。

長野県子どもを性被害から守るための条例が施行されました

子どもの心身に重大な影響を及ぼし、その尊厳を害する性被害から、子どもを守るために条例が制定されました。人権教育においても、自らを大切に思い、他者を思いやることを根本として、性被害防止のための教育活動をより充実させていかなければなりません。

大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育っていくことの大切さを果たしていくことが求められており、子どもの人権の尊重及び保護に向け、社会全体が一体となって取り組む必要があります。

県教育委員会では、性被害防止教育の啓発リーフレットを7月に作成し、県内の高校1年生全員に配布しました。

インターネットの世界であなたは狙われています!!



インターネットの世界には危険がいっぱい
正しい知識を身につけて、ぜひ安全にインターネットをお楽しみましょう!

貧弱な免疫力のために「手洗い」……… 0ページ
正月の「お出迎え」……… 0ページ
お年玉を貰う「お年玉」……… 0ページ
お正月の「初仕事」……… 0ページ
お正月に会わないと「お年玉」……… 0ページ
お正月の「お年玉」を貰って「お年玉」……… 0ページ
お正月の「お年玉」を貰って「お年玉」……… 0ページ

年 前 聞 共 同

日

平成28年度 長野県人権教育リーダー研修会〈全体研修会〉

中南信会場

8月24日(水) 長野県総合教育センター

東北信会場

9月2日(金) 千曲市更埴文化会館

全体講演 10:30-12:15

【同和問題】

「同和教育が大切にしてきたもの」

講師：外川 正明さん（公立鳥取環境大学環境学部教授）

【子どもの人権】

「子どもの自己肯定感を育むために」

「いじめ、性暴力等から自分の身を守る一

講師：NPO法人子ども・人権・エンパワメント

「C.A.Pながの」のみなさん

分科会 13:20-15:30

第1分科会 韓国文化と人権〈外国籍住民の人権〉

韓国の香り袋の制作をとおして、外国の文化に関心をもち、互いのちがいについて考えます。

講師：李 春浩さん（韓国料理 やんちゃ坊 経営／信州渡来人俱楽部世話人／日韓食文化薬草研究所所長）

張 琴順さん（韓国料理 やんちゃ坊オーナーシェフ／CAJ フードコーディネーター／韓国料理研究家）

※袋づくりの材料費 1,000円（当日、集金します）

第2分科会 スポーツと人権〈人権一般〉

参加者同士が体を動かす体験をとおして、スポーツの観点から人権尊重、共に生きていくことについて考えます。

〈中南信会場〉

〈東北信会場〉

講師：柳澤 光さん（教育研究家・元佐久教育事務所指導主事） 講師：三浦 弘さん（フィットネスサポートセンター）

第3分科会 杜氏の仕事と人権〈女性の人権〉

酒造現場の女性杜氏の立場から、固定的な男女の役割分担意識や就業分野等について考えます。

講師：高沢 賀代子さん（高沢酒造杜氏）

第4分科会 学校と人権〈同和問題〉

学校での人権教育、とりわけ同和問題に焦点を当て、これからの人権教育についてお話しいただきます。

講師：江村 智晴さん（長野県同和教育推進協議会事務局長）

第5分科会 参加型体験型学習（ワークショップ）

ワークショップをとおして、人権教育における協力型・参加型・体験型学習の指導方法の基本を学びます。また、アイスブレーキングやアクティビティの具体例を紹介します。

〈中南信会場〉

講師：塩田 直人さん（東信教育事務所生涯学習課）

〈東北信会場〉

講師：林 尚之さん（南信教育事務所生涯学習課）